

ACTA（偽造品の取引の防止に関する協定）強行採決に抗議する決議

9月6日、政府・民主党は、「偽造品の取引の防止に関する協定ACTA（アクタ）」を、十分な審議も、国民への周知や議論もないまま、衆議院本会議において強行採決した。

アンチ・カウンターフィッティング・トレード・アグリーメントは、2005年G8 グレンイーグルズ・サミットで小泉元首相が提唱し、日米間で協議の上、2008年正式交渉が始まり、2010年10月大筋合意に至った。この交渉過程は一切公開されないまま、2011年に8カ国が署名。2012年にはEU等が署名をしたが、条約内容がウィキリークスなどで明らかにされると大規模な反対運動が起こり、欧州議会で否決され、EU諸国、メキシコなどは批准しないこととなった。

ACTAは偽造品と模倣品を取り締まる法案と掲げつつ、中身は知的財産権の権利と保護強化である。外務省の説明では「デジタル環境下での、違法な二次利用対策」とされているが、肝心のその著作権や知的財産権が何を指すのか明示されていない。

欧州議会は、1、ACTAの交渉が極めて不透明に行われ広く国民的な議論が全くなされてこなかったこと、2、条文が曖昧で、表現の自由やプライバシー、個人情報保護の権利などを害する危険性があること、3、非商業的規模の個人による著作権侵害に対する刑事訴追や、ISP（プロバイダー）などによる通信の監視・検閲強化の危険性が高いこと、を理由に否決した。

ACTAで明記されている規制は、実は既に国内法で実施されている。問題なのは「法定損害賠償」と「非親告罪」である。私的なコピー、あるいは、ウイルス等による勝手なダウンロードなどによっても、サイトやブログの閉鎖、逮捕・刑事罰、そして法外な損害賠償請求を科せられるような事態になる。

一方で、国境なき医師団は「ACTAの条文で認められる「本物」以外の物を全て「偽物」と定義し、市場から締め出す」ため、ジェネリック薬品の規制強化になると強い懸念を表明している。「本物」を決めるのは、民主的手続を経ない密室会議である。

外務省は、公式日本語訳を2012年3月によく公開。2012年7月26日突然、参議院外務委員会で簡単な趣旨説明。意見も出ないまま7月31日に委員会にて全会一致で可決。議論も報道もないまま8月3日に参議院本会議を通過させた。

そして、野田佳彦内閣総理大臣の問責決議が可決され国会が事実上休会している中、8月31日、衆議院外務委員会において、全野党欠席にもかかわらず、民主党議員のみで審議し、十分な議論もなく強行採決し、9月6日には、衆議院本会議でも強行採決した。ACTAは憲法第21条第2項（検閲の禁止）に反するおそれが濃厚であるのに、強行採決したということは、憲法第41条が規定する国権の最高機関である国会が憲法を無視する事態を生み出したととられても仕方のない事態である。

これらの一連の手續は、民主的とはほど遠い、余りに異常な強硬的手段であり、国会による憲法の自殺を認めたようなものであり、民主主義の根幹を揺るがすものである。

よって、本市議会は、国会及び政府・民主党に対し、この憲法の根幹を揺るがしかねない強行採決に強く抗議する。

上記、決議する。

平成24年9月28日

三 鷹 市 議 会